

令和 6 年 9 月 9 日（月曜日）

令和 6 年度南三陸町議会 9 月会議会議録

（第 5 日目）

令和6年度南三陸町議会9月会議会議録第5号

---

令和6年9月9日（月曜日）

---

応招議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

---

出席議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤仁君
副町長	三浦浩君
総務課長 兼歌津総合支所長	千葉啓君
企画課長	岩淵武久君

町民税務課長	高橋伸彦君
保健福祉課長	及川貢君
環境対策課長	菅原義明君
農林水産課長	遠藤和美君
商工観光課長	宮川舞君
建設課長	及川幸弘君
会計管理者兼会計課長	男澤知樹君
上下水道事業所長	山内徳雄君
南三陸病院事務部事務長	佐藤宏明君
教育育長	齊藤明君
教育委員会事務局長	芳賀洋子君
代表監査委員	横山孝明君
監査委員事務局長	佐藤正文君
選挙管理委員会事務局書記長	千葉啓君
農業委員会事務局長	遠藤和美君

#### 事務局職員出席者

事務局長	佐藤正文
主幹	佐藤美恵

#### 議事日程 第5号

- 令和6年9月9日（月曜日） 午前10時00分 開議
- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 諸般の報告
  - 第 3 議員及川幸子君に対する懲罰の件
  - 第 4 認定第1号 令和5年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定について
  - 第 5 認定第2号 令和5年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 第 6 認定第3号 令和5年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

第 7 認定第4号 令和5年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
第 8 認定第5号 令和5年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
第 9 認定第6号 令和5年度南三陸町水道事業会計決算の認定について  
第10 認定第7号 令和5年度南三陸町下水道事業会計決算の認定について  
第11 認定第8号 令和5年度南三陸町病院事業会計決算の認定について  
第12 認定第9号 令和5年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の認定について  
て

---

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第12まで

午前10時00分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

昨日は歌津夏まつり、大変お疲れさまでございました。宮城県では最終の夏祭りだそうでございまして、今日から涼しくなっていくものと思いますので、期待をいたしたいと思います。本日もよろしくお願ひします。

ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において9番村岡賢一君、10番今野雄紀君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

---

#### 日程第2 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第2、諸般の報告を行います。

お手元に配付しておりますとおり、懲罰動議が提出され、これを受理しております。  
これで諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第3 議員及川幸子君に対する懲罰の件

○議長（星 喜美男君） 日程第3、議員及川幸子君に対する懲罰の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、及川幸子君の退場を求めます。

〔8番 及川幸子君 退場〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） では、説明をいたします。

令和6年9月6日、南三陸町議会議長星喜美男様。

発議者、南三陸町議会議員、菅原辰雄。南三陸町議会議員、村岡賢一。

議員及川幸子君に対する懲罰動議。

次の理由により、議員及川幸子君に懲罰を科されたいので、地方自治法第135条第2項及び南三陸町議会会議規則第107条第1項の規定により、動議を提出します。

資料は皆さんお手元にあるかと思います。

理由として、記載のとおりでありますけれども、今回の懲罰動議の提出に当たり、及川幸子議員に、通告外の発言をして議長に制止されたにもかかわらず無視して発言を続けたことは、議長の議場の秩序維持権の侵害などに当たるので、おわびして発言を撤回すべきだがどうだという趣旨のことを3度にわたりお話ししました。2度目は、その気があるなら局長に相談してとも話しましたが、2度目、3度目とも、私の考えでしますとのことでした。3度目は、拒否されたとさえ感じました。

私は、議会への思いについて、副議長就任時に、威厳のある礼節を重んじる議会にと発言しております。今回は全く逆であり、何とかして変えていきたいとの強い思いでの行動でしたが、通じませんでした。さらに、会議閉会後、逆に及川幸子議員から、どの立場での話ですかと聞かれたので、それぞれの立場を線引き、区分けできないので、議員、議員会長、副議長3つだと答えました。もちろんどの立場から見ても、見過ごしはできません。

また、一般質問通告が1件しか受理されなかつた経緯、通告書の内容が不完全であり、通告の締切時刻を過ぎても受理できる内容に整えることができなかつたなど、自分の非を述べることなく、あたかも議長が単に受け付けなかつたような趣旨の発言でもありました。

このような行為は、秩序を重んじ節度ある発言が要求される議会の品位を軽んじるものであることから、南三陸町議会会議規則第99条の「議員は、議会の品位を重んじなければならぬ。」とする規定に反するものでありますので、動議の提出に至つたわけでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君から、この件について弁明したい旨の申出がありました。

お諮りいたします。これを許すことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、及川幸子君の弁明を許すことに決定いたしました。

及川幸子君の入場を許します。

[8番 及川幸子君 入場]

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君に弁明を許可します。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） おはようございます。

それでは、私から弁明の言葉を述べさせていただきます。

5日でしたけれども、私は一般質問をする前に、議長の制止を無視して話をしたことについ

ては、深くおわびしたいと思います。

しかし、それまでの流れがあるので、今回は弁明だけですので、今後はそれについても引き続き議論していきたいと思います。

大変申し訳ございません。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君の退場を求めます。

[8番 及川幸子君 退場]

○議長（星 喜美男君） それでは、質疑を行います。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） おはようございます。

及川議員の肩を持つわけではないんですけども、今回のこの懲罰動議というのは、私はあまりに厳し過ぎるというか、厳しいと思われます。

実は私も思っていたことなんですけども、先ほど提出された同僚議員の動議の中で、威厳、礼節、秩序、節度という言葉を使われてこういった動議をされたという、そういう発言がありました。私は、今回のこういった件よりも、私事ではなんですけども、実はさきの議会の一般質問のときに、私の……。

○議長（星 喜美男君） 質疑を行ってください。今回のこの件に対する質疑を行ってください。

○10番（今野雄紀君） ですから、その説明として私の例も挙げているんですけども、それはかなわないわけですか。

○議長（星 喜美男君） 質疑ですよ。

○10番（今野雄紀君） ですから、さきの議会でそうだったんですけども、町民の皆さんも議会広報を通じて私の一般質問も分かったと思うんですが、その中で、質問に対する答弁で「荒唐無稽」という、そういう答弁がありました。

○議長（星 喜美男君） それは質疑には入っていない。及川議員のこの件に対する質疑を行ってください。

○10番（今野雄紀君） ですから、そういったことでしたら、私もこういった動議は分かるんですけども、今回の件は、動議された方のあれに反して、あまり重んじるべきではないと思います。

○議長（星 喜美男君） 1つだけ、私の対応を話しておきますけども、及川幸子君に対して、あの日すぐ議長室に呼んで、発言を取り消して謝罪をするようにということで、2度ほど勧めたんですが、本人はやる気がなかったということでございます。それがこれまでの流れです。

発議者、何か今の質疑に対して。菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 私とすれば、今回の分は、やはり議長の議場の秩序維持権を無視してこれをやったと。これは今回に限らず、これまで度々見られていましたので、今回こういうふうにして動議の提出に至ったと。それで、先ほどまで言っていましたように、事実に反することを述べました。時間までにと。議会はある程度きちっとしたルールの中でもって成り立っていくので、個々の事情などでその運用を変えたりしては駄目だと思うんです。やはりルールに沿った形でいくので、自分が11年間議員をやって毎回一般質問をやってきて、今回は1件しか受理されなかつたと。受理されたのは時間までにいろんな様式が整っているからこれを議長が受理したのであって、他の2件はその要件に当てはまらなかつたと。だから、これは受理できないよと。次の議会ではいかがですかと、そういう提案までしているにもかかわらず、こういうことありました。

ですから、今野議員、あなたの考え、意見は意見として、この場はこの場で今出されていることに対しての質疑の場なので、その辺のことを篤と理解していただきたい。

私、やはりこういう事態にしたくなかったので、及川議員に3回、こういうことなんですかと、発言を撤回しておわびをしてはいかがですかと。そういう経緯を経ているにもかかわらず、あたかも何も努力もしないで一発で言ったようにお思いであつたら、この辺は誤解を解いてください。私は私なりにできるだけの努力をしたつもりであります。

以上です。

○議長（星 喜美男君） ほかにありますか。（「ちょっと休憩して」の声あり）

暫時休憩をいたします。

午前10時13分 休憩

---

午前10時15分 再開

○議長（星 喜美男君） 再開いたします。

ほかにないようありますので、本件は、委員会条例第6条の規定によって、6人の委員で構成する懲罰特別委員会が設置されました。これに付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、6人の委員で構成する懲罰特別委員会に付託することに決定いたしました。

ここで職員に資料を配付させますので、お待ちください。

この6人の委員でお願いしたいと思うんですけれども、駄目ですか、三浦議員は。

○11番（三浦清人君） 今、休憩中ですか。

○議長（星 喜美男君） いや、休憩ではないです。

では、ちょっと待ってください。口述どおり進めますから。

お諮りいたします。懲罰特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長においてただいまお手元に配付しました名簿のとおり指名をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） ありがとうございます。長くやっているから、経験もあるからということですね。先ほど控室でお話を聞かせてもらったんですが、長くても、懲罰委員会や動議にはまるのは初めてなんです。分からぬんだ、今後のことがどうなるのか。これで委員会でつくった弁明書なり謝罪文なりをやって収まればいいんですが、経験がないからね。

だから、局長に、隣接でこういう問題が起きたとき、どのような後々問題が出てきているのか、問題がなければいいんですがね、例があれば聞いてみて、そして進めることも大事なのかなと思っているんです。安易にこれを受けて、何もなければいいけれども、そう思って少し時間をくださいということを今朝ほど議長に話したんだけれども、一発目からやるからという話だから。

○議長（星 喜美男君） なかなか時間が取れないものですから。

○11番（三浦清人君） 今朝言われてね、なかなかこっちも調べる時間もないし。簡単に受けられないなと思っていたんです。

○議長（星 喜美男君） 分かりました。

暫時休憩をいたします。

午前10時19分 休憩

---

午前10時23分 再開

○議長（星 喜美男君） 再開いたします。

ただいまお手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、懲罰特別委員会の委員は、お手元に配付した名簿のとおりと決定いたしました。

これで議員及川幸子君に対する懲罰の件を終わります。

---

日程第 4 認定第1号 令和5年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 5 認定第2号 令和5年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の  
認定について

日程第 6 認定第3号 令和5年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算  
の認定について

日程第 7 認定第4号 令和5年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定  
について

日程第 8 認定第5号 令和5年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の認定  
について

日程第 9 認定第6号 令和5年度南三陸町水道事業会計決算の認定について

日程第10 認定第7号 令和5年度南三陸町下水道事業会計決算の認定について

日程第11 認定第8号 令和5年度南三陸町病院事業会計決算の認定について

日程第12 認定第9号 令和5年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の  
認定について

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君が着席しております。

日程第4、認定第1号令和5年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第  
12、認定第9号令和5年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の認定についてまで、  
お諮りいたします。以上9案は関連がありますので、一括議題としたいと思います。これに  
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、9案は一括議題とすることに決定い  
たしました。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

ただいま上程になりました認定第1号令和5年度南三陸町一般会計歳入歳出決算から、認定

第9号令和5年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算まで全9会計の決算につきましては、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、会計管理者並びに水道事業企業出納員及び病院事業企業出納員からそれぞれ関係書類の提出があり、本町監査委員の審査に付しましたので、別冊の令和5年度南三陸町各種会計決算及び基金の運用状況審査意見書を添えて、決算の認定を求めるために提出したところであります。

まず、認定第1号の令和5年度南三陸町一般会計歳入歳出決算について御説明を申し上げます。

令和5年度一般会計は、歳入総額122億5,692万5,304円、歳出総額113億1,815万6,658円で決算いたしました。

歳入歳出差引額、いわゆる形式収支額は9億3,876万8,646円で、このうち、さきに報告、承認をいただきました繰越明許費繰越額9,040万2,340円と事故繰越額100万円を翌年度へ繰り越すべき財源として除いた実質収支額は8億4,366万6,306円の黒字決算となりました。なお、そのうち4億3,000万円を財政調整基金に積み立て、残りの4億1,366万6,306円を令和6年度へ繰越しをしております。

次に、令和5年度一般会計決算に係る事業概要等を申し上げます。

東日本大震災の発災から12年目となる令和5年度は、志津川地区、歌津地区における市街地のにぎわいづくりや、町民の交流・憩いの場として整備を進めておりましたハマーレ広場及びうみべの広場がオープンし、隣接する商店街等と連携を図りながら、交流人口の拡大や新たにぎわいづくりに取り組んだほか、志津川湾がラムサール条約湿地登録から5年目を迎えた中、8月にはサンオーレそではま海水浴場が国際環境認証であるブルーフラッグ認証を取得するなど、自然との共生や環境に配慮した持続可能なまちづくりを進めてきたところであります。

また、年度末の3月には、急速に進展する人口減少、少子高齢化、社会情勢の変化や地域課題等にも柔軟かつ的確に対応していくため、「ひと森里海いのちめぐるまち南三陸」を将来像に掲げた南三陸町第3次総合計画を策定いたしました。私は、令和5年度の地域政策の基本方針において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策、地域経済の回復、人づくりから始まるまちづくり、及び子育て環境の充実の4点を主要施策に掲げ、東日本大震災からの復興完成後における持続可能なまちづくりに向け、ソフト事業を中心とした施策に取り組むと申し上げました。

それでは、令和5年度の施政方針に沿って、その取組と決算の概略を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策についてであります。

新型コロナウイルス感染症については、5月、法律上の2類感染症から5類感染症に引き下げられましたが、感染予防の主たる対策として、国の方針に基づき、集団接種を基本としたワクチン接種を実施したほか、感染防止に関する注意喚起や啓発活動を継続して行うなど、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に注力いたしました。

なお、ワクチンの接種状況としましては、6月からの春接種では65歳以上の方及び12歳から64歳まで基礎疾患がある方を対象に、10月の秋接種では初回接種を終えた全ての方を対象に実施したところであり、乳幼児への接種を含め令和5年度のワクチン接種者数は延べ8,037名となりました。

次に、2点目、地域経済の回復についてであります。

国際的な原材料価格の上昇や円安を背景に、日常生活に密接なエネルギー、食料品等の価格高騰の影響を強く受けるなど、本町の地域経済を取り巻く環境は大変厳しい状況となりました。このような状況を踏まえ、本町では、町民の生活の下支えや地域経済の安定・回復に向けて、物価高騰等の影響を受けた町民や事業者に対しきめ細やかな支援事業を実施してきたところであります。

一次産業への支援としましては、農業者の経済的負担の軽減を図るため、燃油価格高騰対策支援事業補助金及び飼料等価格高騰対策支援金を交付したほか、本町の基幹産業である水産業については、燃油価格の高騰に伴う漁業者支援として、原油価格高騰対策漁業者支援給付金を支給いたしました。このほか、町内事業者への支援としまして、燃油価格及び電気料金の高騰による負担を軽減し事業継続の下支えとなるように、高压電力利用事業者の電気料金や道路運送事業を営む事業者の燃料購入費に対する一部支援を実施いたしました。また、物価高騰等の影響が大きい低所得者世帯に対して、低所得世帯生活支援給付金や住民税均等割のみ課税世帯給付金を支給したほか、町民及び事業者の経済的負担の軽減を図るため、町水道基本料金の減免や、町の水道未普及世帯に対する助成金の支給を実施いたしました。

次に、3点目、人づくりから始まるまちづくりについてであります。

令和5年度の新たな取組として、次世代のまちづくりに向けた人材育成を主たる目的に、南三陸みらい創生塾「みなゼミ」を開講し、25名の方々に塾生として参加いただきました。この「みなゼミ」は、南三陸さんさん夢大使の皆様を講師に招き、リーダーとしての心構えやノウハウを学ぶだけでなく、塾生同士の交流の場にもなるなど、ネットワークの構築にも寄与するものであり、令和6年度においても人材育成の柱となる取組として「みなゼミ」を実

施しております。また、町民有志による団体等が主体的に行う活動・事業を支援し、参加と協働のまちづくりを推進するため、自主的・自発的に活動する12団体に対して、南三陸町おらほのまちづくり支援事業補助金を交付し、集いとにぎわいの創出や町の魅力、地域資源のPRなど、町民主体のまちづくり活動について積極的に支援をいたしました。

最後に、4点目、子育て環境の充実についてであります。

物価高騰や新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、低所得世帯こども加算給付金事業に加え、18歳以下の児童1人につき1万円を給付する子育て世帯応援給付金事業を実施いたしました。また、放課後児童クラブの受入れに係る保護者ニーズに対応するため、志津川地区及び歌津地区の放課後児童クラブにおいて施設の改修工事を実施し、事業定員をそれぞれ30名から40名に変更したほか、ソフト面では、子育ての制度や手続、各種サービス等を取りまとめた子育てハンドブックを改訂し、子育て家庭に役立つ情報発信等に努めたところであります。

続きまして、認定第2号令和5年度南三陸町国民健康保険特別会計から認定第9号令和5年度訪問看護ステーション事業会計までの会計についてでありますが、特別会計ごとの決算概要につきましては、追って会計管理者から御説明申し上げますので、私からは水道事業、下水道事業及び病院事業会計決算の概要について御説明をさせていただきます。

まず、認定第6号令和5年度南三陸町水道事業会計決算についてであります。

水道事業につきましては、震災による災害復旧事業が完了したことから、老朽管更新事業を継続して実施しております。安全で安心な水を提供できるよう取り組んでいます。

給水状況では、給水人口で3.5%減の1万1,425人、給水件数は0.4%減の4,905件、年間有収水量については1.7%増の140万4,685立米となっております。

続いて、水道事業会計における決算状況についてでありますが、まず税込収益的収支につきましては、収入総額6億4,843万495円に対し、支出総額が6億3,823万4,839円、差引きプラス1,019万5,656円となりました。税抜損益計算によりますと、568万7,439円の純損失となっております。

また、資本的収支につきましては、収入総額が1億6,912万1,625円、支出総額が3億8,665万5,247円となっており、支出に対しまして不足する2億1,753万3,622円につきましては、過年度損益勘定留保資金等の補填財源で措置をいたしております。

今後も、水道経営の大きな要因となる給水人口や給水件数等の動態を注視し、災害に強く安全性の高い効率的で持続可能な水道事業を目指し、経営の安定と給水サービスの向上に努め

るなど、一層の経営努力を重ねてまいりたいと考えております。

次に、認定第7号令和5年度南三陸町下水道事業会計決算についてであります。

将来にわたって安定的に下水道サービスを提供していくため、令和5年4月1日から地方公営企業法の財務規定等を適用し、新たな公営企業会計方式による経理をスタートしました。このことによって、複式簿記での経理を行い財務諸表等を作成し、経営状況や財政状況をより明確化するとともに、経営の健全化、効率化を図りながら、適切な事業運営に努めております。

年間総処理水量では4.07%減の8万7,902立米、年間の有収水量は5.7%増の7万4,074立米となりました。

続いて、下水道事業会計における決算状況についてでありますが、まず税込収益的収支につきましては、収入総額9,621万3,139円に対し、支出総額が1億1,416万6,057円、差引きマイナス1,795万2,918円となり、損益計算書でも1,628万4,355円の純損失となっております。

また、資本的収支につきましては、収入総額が1億891万8,250円、支出総額が9,159万8,623円となりました。

今後も公営企業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、公営企業が将来にわたって住民生活に必要なサービスを安定的に提供していくため、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に的確に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、認定第8号令和5年度南三陸町病院事業会計決算について御説明いたします。

病院事業につきましては、医療提供体制の充実を図るとともに、経営状況の改善を目標に事業を推進してまいりました。

入院における患者数は対前年度比1,036人、3.9%の増でしたが、外来における患者数は対前年度比33人、0.1%の減となっております。入院患者の病床稼働率は83.0%と前年度を3.1%上回る状況となりました。

病院事業会計における決算状況についてでありますが、収益的収支につきましては、収入が入院収益、外来収益及び一般会計繰入金等により18億1,363万863円、支出が18億3,396万6,113円、差引き2,033万5,250円の純損失となりました。

次に、資本的収支につきましては、市中銀行からの企業債1億2,950万円や一般会計からの出資金6,208万円を財源に、医療機器整備と企業債償還を実施いたしました。

医療人材の確保につきましては、常勤医師及び非常勤医師の確保を図るため、宮城県及び東北大学病院等に派遣要請を行っております。そのほか県内外の8病院から28人の研修医の先

生を受け入れております。町民の健康を支える上で、病院事業による医療の提供が重要であると考えており、今後もより一層の経営の健全化を図り、安定した地域医療の提供に努めてまいりたいと思います。

以上、令和5年度における決算概要を申し上げましたが、今後においても、目まぐるしく変化が進む社会動向や時代の要請に対ししっかりと対応しながら、復興後の新たなステージを力強く歩んでまいりたいと考えております。

また、本町の魅力ある産業のさらなる振興と地域経済の好循環に向けた取組を展開しながら、協働による持続可能なまちづくりを実現するため、引き続き職員一人一人の意識改革を推進し、新たな歳入の確保、歳出の抑制を着実に実施し、予算の効果的・効率的な執行に努めてまいりますので、よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 次に、監査委員より各種会計決算及び基金の運用状況審査意見書が提出されています。

職員に審査意見書を朗読させます。朗読は必要部分のみいたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 監査委員の補足説明がありましたら、説明を求めます。横山代表監査委員。

○代表監査委員（横山孝明君） 私から、補足で説明いたします。

決算審査内容につきましては、ただいま局長が朗読したとおりでございますが、町税全体の収納率が、職員の努力もあり県内でも高い収納率となっていますが、昨年度よりも若干低下している状況になります。これからも収納確保に努めていただきたいと思います。

また、歳入確保の問題である収入未済額については、町税で2,361万6,000円、町税外収入の災害援護資金貸付金元利収入等で3,850万4,000円、国民健康保険税で1,748万1,000円と年々増加傾向にあることから、収納対策に努め、収納確保を図る必要があると考えます。

公営企業会計の水道事業、下水道事業、病院事業は、いずれも純損失を出していますので、適切な事業経営に努めることが必要であると考えます。

今後とも職員の皆さんには予算の有効活用を図り、魅力あるまちづくりに努めていただきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（星 喜美男君） それでは、これより質疑に入ります。

なお、本9案については、議会運営委員会の協議において議長を除く議員全員で構成する特別委員会を設置し、これに付託の上、審査を行うこととされておりますことから、この本会議において行う質疑については総括的な内容とし、細部にわたる質疑については特別委員会において行うようお願ひいたしたいと思います。なお、監査委員に対する質疑も許します。

それでは、総括的な質疑をお願ひいたします。6番後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 大きく3点、町長にお伺いいたします。

先に申し上げておくと、子育てについて、人づくりについて、そして下水道事業会計についての3点です。

まず、子育て環境の充実についてお伺いします。

決算書の該当する款項等を見ますと、加算給付金、応援給付金、子育て世帯応援券支給事業など、子育て世帯の負担軽減を図ってもらっていることは大変ありがたいなと思います。実際に町民の皆様から、とても助かっているという声も届いております。しかしながら、その財源をひもとけば、町単独の予算ばかりではなく、むしろ国庫支出金等の割合も大きく、国の動向、予算のつき具合に左右されるのも実情であろうと思います。その中にはあっても、コロナ関連予算等を引っ張ってきて、それを活用しているということは称賛に値する部分ではないかと思いますが、どうしてもこれは単年度、単発の事業になってしまいます。子育て世帯を継続的に支えられるか、懸念材料があると思います。また、町民の感情を考えると、子育て環境が充実しているかどうかということは、近隣の自治体と比較して考えがちになってしまふと思います。隣にはあるのにうちにはこの制度がないということが目立ってしまうものだと思います。個別具体的な内容について質疑をすることはここでは避けますけれども、何度か町長に機会あるごとにお伺いしております、一時預かりやファミリーサポートセンターなど、経済的支援以外のソフト事業の充実も望まれているものだと考えます。

そこでお伺いします。令和5年度の基本方針の一つに掲げた子育て環境の充実が大きく前進した1年であったと言えるのか、総括をお願いしたいと思います。

続いて、人づくりについて。私からは、特に行政職員の皆さんとの育成という観点からお伺いしたいと思います。

皆さんの仕事の成果は見えづらいものだと思います。ただいま町長が読み上げました決算概要説明書の1ページ目に出てくるような施設整備や認証取得というような分かりやすい仕事ばかりではありません。パソコン上の数字とにらめっこをしながら、ミスをしないよう肅々と事務を執行することこそが本懐であるという部署も少なくないと思います。加えて、昨今

パワハラという言葉がワイドショーをにぎわせ、公務員として自由に振る舞いづらい窮屈な思いをしている管理職も多いのではないかと推察いたします。このニュース 자체はごく最近のことですので、昨年度決算に話を戻せば、基本方針の3点目、人づくりから始まるまちづくりの中で繰り返し触れられている「みなゼミ」で、地域の先頭に立って道なき道を切り開くような輝くリーダーを育てるのと同時に、その人を陰にひなたに支える優秀な黒子として働く職員を育成することも同時に大切だと思います。

令和5年度、町長の下、人員が十分でない中でも荒波の中の航海を乗り越えた職員に、町長はどんな言葉をかけますか。着実に力をつけ伸びてきている若手職員はいますか。伺います。

最後、3点目、下水道事業会計についてです。

ただいま事務局、それから代表監査委員から説明がありました、令和5年度南三陸町各種会計決算及び基金の運用状況審査意見書の26ページ、個別的事項の（2）において、一般会計からの繰入れが基準を超過しており、かつ発生した余剰金を資本金へ現金により積み立てていたとあります。そういったことがあったその上で、1,600万円相当の純損失、分かりやすくいえば赤字が出ています。細かな内容は特別委員会での質疑に委ねることといたしますけれども、大枠でこの下水道事業の状況を見れば、伊里前にあります下水道、それから袖浜の漁業集落排水事業、これらが町財政を圧迫しているという形なのではないかと思います。この負担は、今後自然になすがまま任せていたのでは、増えることはあるかもしれません、なかなか減ることはないと思います。何か手立てを考えていかなければならない時期がすぐそこまで来ているのではないかと思いますが、町長の考えをお伺いします。

以上3点です。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 大枠で3点の御質問をいただきましたので、答弁をさせていただきたいと思いますが、令和5年度の予算につきましては、議員の皆さん方に御認定をいただき、とにかく適正に執行しようということでこの1年間進んでまいりまして、御案内のとおりの決算状況となりました。

今、子育ての問題等を含めて御質問がございましたが、まずは子育てからなんですが、基本、後藤議員がお話しのとおり、コロナの給付金等を含めて、それを子育て支援の予算に振り向けてきたということは御承知のとおりだと思います。そういった中にあって、果たして子育てが十分これからも継続してやっていけるのかということでございますが、基本的に私は、もともとお話ししているように予算ありきとは思っていなくて、要は今子育てのお母さん方

に集まっていたら「しゃべりば」という場所を提供させていただいているが、その中で実際に子育てをしてどういう問題、課題があり、こういうことがあればもっと助かるよねという御意見をいただきながら、それを政策に反映していくことが一番大事なことだろうと思います。そういう話の中で、例えば財政的な措置が必要なものにつきましては、当然町としてもそういう体制は整えていきたいと思いますし、これから現場で子育てをしているお母さん方の想いというものを素直に我々としても受け止めながらやっていきたいと思っております。

いろいろ皆さん御意見等もあります。しかしながら、それにしっかりと向き合いながら、これからも子育てのしやすい環境を提供していきたいと考えております。

それから、人づくりの関係でございますが、御案内のとおり「みなゼミ」は今年でもう2年目になります。1期生が25人で2期生が20人ということでやらせていただいておりますが、大変目からうろこの状況というのが塾生の皆さん方に非常にございます。今まで経験したこともない、今まで聞いたこともないような、それぞれの立場においての夢大使の皆さん方の経験上からのお話をいただくということは、自分のこれからまちづくり、あるいは人生の中において大きなチャンスが広がっていくと考えておりますので、今後とも継続していきたいと思っております。

職員の育成に関して言わせていただければ、様々、総務課を中心になっていろいろやっておりますが、少しづつでも一歩一歩でも職員のレベルが上がっていくことが非常に大事だと思いますし、併せて職員の皆さんも一生懸命やっておりますので、若い職員、この頃ずっと若い職員がどんどん入ってきておりますので、そういう若い職員の方々にも本当に前向きに仕事をやっていただいているという想いがありますので、失敗を恐れずにしっかりと取り組んでいっていただけるように、これからも我々としてもバックアップをしていきたいと思っております。

それから、下水道の関係でございますが、多分後藤議員も御承知のように、下水道事業というのは非常に難しい。公共下水道、震災でやめました。これは明らかに公共下水が間違いなく一般会計の財政を圧迫するということが目に見えておりましたので、公共下水から合併浄化槽へ切り替えさせていただいて、ある意味町の一般会計からの繰り出しをいかに少なくするか、少なくというよりほぼなくなったということですので、そういう意味では、この下水道の問題について、袖浜と伊里前の2か所になりますが、この2つについても1,600万円ほどの純損失ということですが、有収量を上げるということは非常になかなか現実問題として難

しいと思います。したがって、あとはどうするかということになれば、使用料のアップということも選択肢の一つとしてはあろうかと思いますが、いずれここは利用者の方々の利便性を含め、あるいは経済的負担を考えた場合に、そう簡単に踏み込める部分でもないなと思いますが、いずれ今後ともこの辺につきましては、我々もしっかりと注視しながら対応していきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前10時59分 休憩

---

午前11時17分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括的質疑を続行いたします。後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 3点について、令和5年度決算についてお伺いしたわけでございますけれども、1つずつ、もう少しだけお話しをさせていただきたいと思いますが、子育て環境の充実について大事なお話がありました。予算ありきではないんだと。町民の皆さんとの声をしっかりと聞いて、それを政策に反映していくこと、その体制を整えることこそが重要であるというようなお考えを示されたのかなと思います。

その際、町民の皆さんのがじやあどこにそれを言つたらいいんだろうと、誰に相談したらいいんだろうかということが分からないことがないようにしていかなければいけないと思います。これは決算ではなく、令和6年度、令和7年度の事業になると思いますが、こども家庭センターが町内に設置されるというお話でありますので、そういったどこに相談したらいいか分からないということがないように、そのセンターの取組をしっかりと進めていくだかなければいけないかなと思いますので、その点重ねてお願い申し上げたいと思います。

それから2点目を飛ばして、3点目を先にお話しさせていただきたいと思いますが、使用料についての言及もありました。あくまで選択肢の一つということで、今すぐどうということではないと思います。生活のインフラですから、そこに対して制度を変えていく、使用料に対して変更を求めていくということであれば、これはやはり多くの町民の皆さん的生活に直結する内容でありますから、慎重な議論が必要だということは当然であろうと思います。けれども、無策のままで過ごしていくわけにはいかない。この令和5年度の決算を見る限りは、例えば並列して水道のこと、病院のことも言及されております。水道は会計の規模が6億円ぐらいです。その中で純損失は数百万円。病院については18億円の会計規模があって、その

中で2,000万円程度。ただ、下水道に関しては、1億円ぐらいの予算規模に対して1,600万円という純損失でありますから、これは一番優先して課題を処理していかなければならない点だろうと考えますので、引き続き庁舎内で慎重かつあらゆる可能性を検討する必要があると思いますので、そのあたりもし考えがあれば伺いたいと思います。

それから、2点目に戻りますけれども、人づくりの点であります。先ほどの決算概要説明の中でも、おらほのまちづくり支援事業補助金についても触れておられました。少し長くなるかもしれませんが聞いていただきたいんですけども、このおらほのまちづくり支援事業補助金というのは、参加と協働のまちづくりを推進するため、自主的・自発的に活動する団体を積極的に支援する補助金であるという内容であります。こういったものに、私数々関わってまいりました。そこで、これを聞いているであろう町民の皆さんにぜひお伝えしたいんですけども、いい経験になります。ですから、おらほの支援事業、これはどんどんやってみたらいいと思っています。計画、企画、会計から報告書の書き方まで、表に出ないたくさん手間がかかります。しかし、それに仲間と力を合わせて取り組んで、時には失敗して、時にはやんたくなりながらも、何かを成し遂げたときの充実感、これはきっと自分を成長させてくれるものだと思います。制度そのものに批判的、懐疑的な意見もあるかもしれません、私はやってみてから言ったらいいと思っています。

それを踏まえて、じゃあそれを支える行政側の皆さんはどうなのかと。継続的なまちのにぎわいにつながるように、そういった町民の皆さんの取組にしっかりと伴走しながら、時には軌道修正をしながら、官民共にそういった一つの事業を通じて成長していくことが肝要であろうと思います。

こういった事業を通じて、行政側も成長していっていますよという実感があるのか。これをぜひ町長にお伺いしたい。つまりは、補助金を出して終わりということではなくて、一緒に汗をかくことで共に大きくなていきましょうという、そういう手段の一つと捉えているかどうか、これが非常に大切だと思いますが、町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、再質問ですのでお答えをさせていただきたいと思います。

確かに町民の皆さんがいろんな行政に対してお話をしたい、あるいは要望をしたいということについて、窓口は一体どこなんだという話は当然これまでもありました。ただ、基本的には現状とすれば、それぞれの担当課がございますので、担当課もそちらに出向いているということもございますから、こういった中で様々な御要望等についてはお話しをいただければ

と思っております。

下水道ですが、先ほど一つの選択肢というお話をしましたが、先ほども私がお話ししたように、そう簡単に踏み切れるかということになりますと、いわゆる値上げなどの問題ですが、そこはなかなか踏み切れないだろうと思いますが、ある意味経費を落とせる部分はしっかりと落としながら、その辺の対応策を今後担当課含めていろいろ取り組んでいかなければいけないと思っております。

それから、おらほのまちづくり支援事業補助金ですが、確かにプレーヤーが町民だけではなくて、一緒に行政の職員もそこに入っています、同じような感動を味わうとか、汗を流すとか、そういうものをやっていくということは非常に必要だと。これは多分まちづくり全体のスキルアップにつながっていくのかなと思いますので、なかなか十分ではないという御指摘もあるかもしれません、今後ともそういった部分については、私からも職員のみんなに、とにかく現場に出向いて、いろんな汗を流して、それをどういうふうに町民の皆さんに思っているのかを肌感覚で知ってほしいということをお伝えさせていただきたいと思っております。

いずれにしましても、行政は継続性です。今年より来年、来年より再来年と、よりよいサービス提供ができるような行政運営の在り方というものを今後とも継続していきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 1番伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） では、私からは2点、佐藤町長にお伺いしたいと思います。

令和5年度決算における様々な概要説明をいただきました。1つ目ですけれども、4点の主要施策がありました。その中で、第一に挙げられていたのが新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策であります。これは国、そして県レベルの施策展開も含め当町も様々な手を打ってきました。特に地方創生臨時交付金を使って様々な施策を打ってきたことによって、同時に感染症分類の5類移行が昨年ありましたけれども、それによって、一部継続的な対策を除きまして、一旦の区切りはついたのかなとも捉えております。

このことについて佐藤町長にお伺いしたいんですが、感染症拡大という本当に今までにない経験をしました。自然災害ともまた性質は少し異なるかもしれません、あらゆる世の中の価値観に変化をもたらした今回のこと、いろいろ対策を試みて、何か教訓に残すべきものがあったのか、次に生かすべきものは何かあったのか。その点を総括的にお聞きできればと思いますが、いかがでしょうか。

そして、2つ目ですが、概要説明の中で病院経営について言及がありました。病院経営自体

は、日々のたゆまぬ経営努力を行っていることは、概要説明や監査委員の意見書を拝見して読み取れました。単年度ごとの努力の積み重ねが、結果的には持続可能な病院経営になっていくことだと思います。ただ、同時に、あらゆる環境変化や社会情勢の厳しさで地域医療を取り巻く環境は、御承知のとおり依然として難しいかじ取りを余儀なくされているのかなとも思います。説明の中でもありましたように、経営の健全化、そして安定した医療の実現のために、あらゆる方策を病院管理者としても打っていかなければいけないと感じていらっしゃると思うんですが、この決算結果から、今後また重要と考える優先順位の高いものは何か、もしくはどういう視点で改善を図っていくかという部分を、従来と変わらないかもしれませんし、また順位をつけるのもなかなか難しいことなのかもしれません、その考えをお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、お答えさせていただきますが、新型コロナウイルスにつきましては、昨年5類になって、5類になったからといって安心できるかというと、決してそうではなくて、現在も油断できる状況ではないということですので、町民の皆さんも引き続き感染予防については意を用いていただきたいなと思っております。

教訓として言わせてもらえば、私が一番感じたのは、確かな情報をいかに伝達するかということ。私はコロナではつくづくそう思いました。流言飛語といいますか、全く事実に基づかない情報がいろいろ出回りましたし、どこで感染したかとか、そういうコロナ対策とは別に、そういうことではないことまでどんどんどんどん出回ってしまったということが、非常に私は心配をしておりましたし、懸念をしておりました。したがって、何が教訓かといえば、やはりちゃんとした情報をちゃんと伝えていくということ、そして間違った情報は間違ってもほかに流さないという、そういう自制心というのかな、それが非常に大事だなとつくづく感じました。

ただ、コロナが完全に終息したという状況ではないにしても、いずれ次にまた何かあった際には、今回のコロナのいろんな様々な、ワクチンの問題等いろいろありましたが、こういったことを一つの経験として次に生かしていくということが、国としてもそうですが、自治体としても非常に大事なことなんだなと痛感しておりますので、そこをお伝えしておきたいと思います。

それから、医療というのは、地域医療をいかに守るかということについては、これは非常にとにかく大事なことです。御承知のように、町内の公共施設がほぼ壊滅した際に、一番最初

に再建をしなければいけないということで取りかかったのが、南三陸病院の再建でした。要するに地域で安心して医療にかかる体制が整わないと、なかなか人は帰ってこないということがございましたので、最初に取り組んだのはそういうことでした。基本、病院の運営の中にあって一番大事なことは何かといつたら、医師をちゃんと確保することに尽きると思います。医師を確保して、それからあとは職員スタッフ等も、もちろんこのスタッフもそろえなければいけませんが、とにかく医師を確保しないことにはどうしても医業収益に結びつかないという、当たり前ですがそういう問題がありますので、非常にその辺については、病院の初代院長を中心にいろいろやっていたいただいております。

先ほどもお話ししましたが、ありがたいことに、いろんな病院の皆さん方から研修医といいますか、二十数人の方々が年間を通して病院に来てお手伝いをいただいていることもありますので、こういった方々のお力をいただきながら、町民の皆さんに医療の提供が滞ることのないように、我々としては第一義的にはそこを考えたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 考えを伺いました。

感染症について、もちろん新型コロナウイルス、今もはやっているということも伝わっておりまし、コロナ以外にも、またはやっているものがその都度都度出てくるとは思いますので、その時々でもちろん対処していくものもあるかと思います。ただ、新型コロナについては、本当に医療分野だけではなくて、それこそ地域づくり、産業ですとか教育、それから交通、危機管理など、あらゆる分野においても構造改革や意識改革を変えたものもあり、強制的に促されたもの、そういう環境になったのかもしれません、大変な状況を乗り越えられたことだと思います。

今町長がおっしゃいましたように、正確な情報をいかに伝えるか、そして間違ったことを伝えないか、本当に経験していなかったからこそ難しさもあったかと思うんですが、再度お聞きしたいのは、恐らくまた、いつになるかは分かりませんが、感染症の規模の大小はあれこういうことは繰り返されることだと思います。これは災害と同じかなと思うんですが、このことを、ではどう伝えていくか。その考えがあれば再度お聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

そして、病院については、医師の確保が本当に最重要の課題ということもお伺いしました。同時に、さらにお聞きしたかったのが、今年の3月に南三陸病院経営強化プランというものが策定され、公表されております。ここには、一般会計の繰出基準ですか、いろいろそれ

以外にも示されていて、ちょっとこのプランの中に書かれてあったんですけれども、令和10年度の黒字化を目指すと書かれておりました。その計画でもありました。その考え方で今後の病院経営も進めていくお考えかどうか、そこをお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） どう伝えるかというのは、これはなかなか難しい話でございますが、しかししながら、東日本大震災でも大混乱でしたが、このコロナでも当初は全く同じ状況で、大混乱でございました。こういったことが起きたときに、先ほども言いましたようにいかに冷静に対応していくかが非常に大事なんだということを、皆さんで共有したいと思っております。

それから病院の関係ですが、令和10年度に黒字化と。これは病院は常に目標としてそういう方向を打ち出しております。これまでも経営改善計画など様々な計画を立てまいりましたが、残念ながらそこに至る目標になかなか届かないというのが正直言ってあります。それは何かといったら、外的な要因とか、我々の問題だけではなくて、そういった外的な要因も絡んでくるものですから、そういう目標は立てますが、それに向かって職員たちも一緒になってやっていただきしておりますが、しかしながら、そういったほかの要因もあるということで、そこはひとつお含みおきをいただきながら、この経営強化プランについては目を通していただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） では、最後にもう一つだけお聞きしたいと思います。

病院も地域にとってではなくてはならないものと思います。志津川高校から南三陸高校に変わりまして、やはりその地域にとって高校はなくてはならないものという考え方の下、魅力化計画が始まって、そして今いろんな手が打たれているかと思うんですが、改めて南三陸病院もやはり地域にとってではなくてはならない病院なのかなとも感じております。ただ、町長がおっしゃいましたように、外的要因も大きいものがあるという答弁もいただきました。だからこそ、地域医療を必要とするのも町民でもありますし、ただそれを支えるのも恐らく町民の皆様、町外からもちろん患者さんはいらっしゃるとは思うんですが、やはり町民の皆様に関わっていくことこそが、病院経営を持続可能なものにしていくものと思っております。そういう意味では、町長として、それから町として、病院管理者として、町民の皆様にこの南三陸病院を積極的に支えていただく、利用していただくために何か効果的なメッセージがあ

れば、そこを最後にお聞きして質問を終わりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 私はこういう立場になって二十数年になるんですが、最初の頃は、一番の課題というのが病院問題でした。非常に赤字が大きく広がって、本当に公設公営でいいのかという議論の中で私はこういう立場になりましたので、病院についての思いというのは、自分自身で言うのもなんですが、人一倍病院については思いが強いんです。それが、多くの方々の御協力をいただいて、一定程度町民の皆さんに理解をいただける、あるいは了解していただけるような環境はつくってきたなという思いがあるんです。ただ、これで満足しているわけではなくて、やはり足りない部分はあります。個別の話はやめますが、いろいろまだあるんですが、しかしながら、そういった足りない部分をこれから補っていくことが非常に大事だと思います。

とりわけ南三陸病院が完成して、今年の12月14日に丸10年目を迎えるんです。10年目をスタートするということになります。何度も私がお話ししていますように、台湾の皆さんとの温かい御支援で病院が再建できたということですので、町民の皆さんもそういう思いを持ち続けていただいているので、台湾でいろんな地震があった際にも、被害があると必ず募金活動をしていただいたり、行政区長さんにもいろいろお手数をおかけしますが、いろいろ募金運動をしていただいたりということですので、そういう思いをやはりこれからも継続して持ち続けていただきたいと思いますし、それから病院にかかっている患者さんたちが、病院があることのありがたさというか、感謝の思いというのを持ち続けていただきたいなと思うんです。もう一回、震災で医療が全く崩壊してしまったときのあの苦しさを思えば、今こうやって当たり前に受診できる環境というのがいかにありがたいものかということを、もう一度改めて町民の皆さんに常に頭の中に入れておいていただきたいなと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これで総括的な質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本9案については、議長を除く議員全員で構成する令和5年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本9案については、議長を除く議員全員で構成する令和5年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに

決しました。

暫時休憩をいたします。再開は午後 1 時10分といたします。

午前 1 時 40 分 休憩

---

午後 1 時 09 分 再開

○議長（星 喜美男君） それでは、再開いたします。

ここで御報告を申し上げます。

先ほど開催されました令和 5 年度決算審査特別委員会において、委員長並びに副委員長の互選が行われ、その結果について議長に報告がありました。

委員長に後藤伸太郎君、副委員長に村岡賢一君が選任されました。

同じく、先ほど開催されました懲罰特別委員会において、委員長並びに副委員長の互選が行われ、その結果について議長に報告がありました。

委員長に後藤伸太郎君、副委員長に佐藤正明君が選任されたので、御報告いたします。

よろしくお願ひいたします。

お諮りいたします。以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会することとし、令和 5 年度決算審査特別委員会終了後に本会議を再開することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。それでは、本日はこれをもって散会といたします。

御苦労さまでした。

午後 1 時 10 分 散会

